

# 平成 29 年度第 2 回福岡市障がい福祉サービス事業者等説明会

## 平成 30 年度の主な制度改正及び報酬改定について

相談系サービス及び短期入所  
※自立生活援助を含む

平成 30 年 3 月 19 日・20 日  
福岡市障がい者在宅支援課

### <目 次>

1	計画相談支援	.....	1
2	地域移行支援	.....	7
3	地域定着支援	.....	8
4	短期入所	.....	9
5	日中一時支援	.....	12
6	自立生活援助	.....	13

# 1 計画相談支援

## (1) モニタリング実施標準期間の見直し

- サービス等利用計画等の定期的な検証（モニタリング）の標準期間について、支援の必要性の観点から標準期間の一部を見直し、モニタリングの頻度を高める。
- ただし、すでに計画作成済みの者については、各見直し時期以降に計画再作成（又は変更）を行うまでは、現行のとおり。

### 【モニタリング実施標準期間変更部分】

時期	対象		標準期間
現行	③	障がい福祉サービスを利用する者(①、②、④に該当する者を除く)、地域移行支援又は地域定着支援を利用する者	6月ごと
	④	施設入所支援、療養介護、重度障がい者等包括支援を利用する者	1年ごと
30年度	③	就労定着支援、自立生活援助、日中サービス支援型共同生活援助を利用する者	3月ごと
	④	障がい福祉サービスを利用する者(①、②、③に該当する者を除く)、地域移行支援又は地域定着支援を利用する者 施設入所支援、療養介護、重度障がい者等包括支援を利用する者	6月ごと
31年度	③	就労定着支援、自立生活援助、日中サービス支援型共同生活援助、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所、就労移行支援、自立訓練を利用する者	3月ごと
	④	障がい福祉サービスを利用する者(①、②、③に該当する者を除く)、地域移行支援又は地域定着支援を利用する者 施設入所支援、療養介護、重度障がい者等包括支援を利用する者	6月ごと

※ 見直し後のすべてのモニタリング実施標準期間は6ページの別表1を参照。

## (2) 人員基準の見直し

- 計画相談支援・障害児相談支援のサービスの質の標準化を図る観点から、1人の相談支援専門員が1月に実施するサービス利用支援等の標準担当件数を設定。  
⇒ 標準担当件数 35件

### 【人員基準】

		現行	見直し後
管理者		1（兼務可）	1（兼務可）
従業者	相談支援専門員	1以上（兼務可）	1以上（兼務可） <標準> 計画相談支援対象障がい者等の数が35人 又はその端数を増すごとに1人

### (3) 運営基準の見直し

- サービス等利用計画案に短期入所を位置づける場合、短期入所を利用する日数が年間 180 日を超えないようになければならない。
- 利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除く。

### (4) 基本報酬の見直し

- 業務負担に応じた加算を設けること等に伴い、計画相談支援の基本報酬を引き下げ。
- 施設入所支援、療養介護、重度障がい者等包括支援、就労定着支援、自立生活援助、日中サービス支援型共同生活援助利用者については平成 30 年度から新単価適用。それ以外のサービス利用者については平成 31 年度から新単価適用。
- 標準担当件数（35 件）を一定程度超過する場合の基本報酬の逡減性を導入。  
⇒ 相談支援専門員 1 人当たりの取扱件数が 40 件以上部分の基本報酬を減額。

#### 【基本報酬】

現行		見直し後	
区分	単位数/月	区分	単位数/月
サービス利用支援費	1,611	サービス利用支援費 (1) サービス利用支援費 (Ⅰ) (2) サービス利用支援費 (Ⅱ)	1,458 729
継続サービス利用支援費	1,310	継続サービス利用支援費 (1) 継続サービス利用支援費 (Ⅰ) (2) 継続サービス利用支援費 (Ⅱ)	1,207 603

※ (1)は、相談支援専門員 1 人当たりの取扱件数が 40 未満である場合又は 40 以上である場合において、40 未満の部分について算定。

※ (2)は、相談支援専門員 1 人当たりの取扱件数が 40 以上である場合において、40 以上の部分について算定。

※ 介護保険の居宅介護支援が併算定される場合の重複減算等の詳細は報酬改定の概要の 101～103 ページ参照。

### (5) 加算の見直し

#### ① 特定事業所加算 **【要届出】**

- 特定事業所加算について、より充実した支援体制及び主任相談支援専門員の配置等を要件とした区分を創設。
- 段階的な体制整備のため、現行の要件を緩和した区分を一定期間に限り設定。

	区分・単位数	算定要件
現行	特定事業所加算 300 単位/月	イ 常勤かつ専従の相談支援専門員 3 名以上配置し、かつ、そのうち 1 名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。 ロ 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的を開催すること。 ハ 24 時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。 ニ 指定特定相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員に対し相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施していること。 ホ 基幹相談支援センター等から支援が困難な事例を紹介された場合においても、計画相談支援等を提供していること。 ヘ 基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。
見直し後	特定事業所加算 (Ⅰ) 500 単位/月	イ 常勤かつ専従の相談支援専門員を 4 名以上配置し、かつ、そのうち 1 名以上が主任相談支援専門員であること。 ロ 現行の特定事業所加算の(ロ)、(ハ)、(ホ)、(ヘ)の要件を満たすこと。 ハ 指定特定相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員に対し主任相談支援専門員の同行による研修を実施していること。 ニ 指定特定相談支援事業所において指定サービス利用支援又は継続サービス利用支援を提供する件数(指定障害児相談支援事業者の指定を併せて受け、一体的に運営されている場合は、指定障害児相談支援の利用者を含む。)が 1 月間において相談支援専門員 1 人あたり 40 件未満であること。
	特定事業所加算 (Ⅱ) 400 単位/月	イ 常勤かつ専従の相談支援専門員を 4 名以上配置し、かつ、そのうち 1 名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。 ロ 現行の特定事業所加算の(ロ)～(ヘ)の要件を満たすこと。 ハ 特定事業所加算(Ⅰ)の(二)の要件を満たすこと。
	特定事業所加算 (Ⅲ) 300 単位/月	現行の特定事業所加算の要件を満たし、かつ、特定事業所加算(Ⅰ)の(二)の要件を満たすこと。 <b>※ <u>すでに現行の特定事業所加算を取得している事業所の場合、(二)の要件を満たさなくても算定を認める(平成 31 年 3 月までの経過措置)。</u></b>
	特定事業所加算 (Ⅳ) 150 単位/月	イ 常勤かつ専従の相談支援専門員を 2 名以上配置し、かつ、そのうち 1 名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。 ロ 現行の特定事業所加算の(ロ)及び(二)～(ヘ)を満たすこと。 ハ 特定事業所加算(Ⅰ)の(二)の要件を満たすこと。

※ 特定事業所加算(Ⅱ)及び(Ⅳ)は、平成 33(2021)年 3 月まで。

## ② 質の高い支援の実施や専門性の高い相談支援体制等を評価する加算

- 実施した支援の専門性と業務負担を適切に評価。
- 専門性の高い支援を実施できる体制を整えている場合に、その体制整備を評価。

区分・単位数	算定方法等
初回加算 300 単位/月	基本報酬について旧単価を算定する場合は算定不可。
入院時情報連携加算 (Ⅰ) 200 単位/月	入院時に医療機関が求める利用者の情報を、利用者等の同意を得た上で提供した場合に加算。 ※ (Ⅰ)は医療機関を訪問しての情報提供。(Ⅱ)は医療機関への訪問以外の方法での情報提供。 ※ 利用者1人につき、1月に1回を限度。
入院時情報連携加算 (Ⅱ) 100 単位/月	※ 入院時情報連携加算(Ⅰ)(Ⅱ)の同時算定不可。
退院・退所加算 200 単位/回	医療機関等の多職種からの情報収集や退院・退所時のカンファレンスに参加して情報収集を行った上でサービス等利用計画等を作成した場合に加算。 ※ 利用者1人につき、入院・入所中に3回を限度として加算。ただし、初回加算を算定する場合は算定不可。
居宅介護支援事業所等連携加算 100 単位/月	介護保険サービスの利用へ移行する場合に、指定特定相談支援事業所が利用者の心身の状況、置かれている環境やアセスメント等の情報及びサービス等利用計画の内容等について、利用者等の同意を得た上で指定居宅介護支援事業所又は指定介護予防支援事業所に提供し、居宅サービス計画等の作成に協力した場合に加算。 ※ 利用者1人につき、1月に1回を限度として加算。当該加算を算定した上で居宅介護支援等を利用した後6か月は算定不可。
医療・保育・教育機関等連携加算 100 単位/月	サービス利用支援等の実施時において、障害福祉サービス等以外の医療機関、保育機関、教育機関等の職員と面談等を行い、必要な情報提供を受け協議等を行った上で、サービス等利用計画等を作成した場合に加算。 ※ 利用者1人につき、1月に1回を限度として加算。ただし、初回加算を算定した場合又は退院・退所加算を算定し、かつ、当該退院医療機関等のみから情報提供を受けている場合は算定不可。
サービス担当者会議実施加算 100 単位/月	継続サービス利用支援等の実施時において、利用者の居宅等を訪問し利用者に面接することに加えて、サービス等利用計画に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集して、利用者等の心身の状況等やサービスの提供状況について確認するとともに、計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行った場合に加算する。 ※ 利用者1人につき、1月に1回を限度として加算。
サービス提供時モニタリング加算 100 単位/月	継続サービス利用支援等の実施時又はそれ以外の機会において、サービス等利用計画等に位置付けた福祉サービス事業所等を訪問し、サービス提供場面を直接確認することにより、サービスの提供状況について詳細に把握し、確認結果の記録を作成した場合に加算する。 ※ 利用者1人につき、1月に1回を限度、かつ、相談支援専門員1人当たり1月に39人を限度として加算。
行動障害支援体制加算 35 単位/月 <b>【要届出】</b>	行動障害のある知的障がい者や精神障がい者に対して適切な計画相談支援等を実施するために、強度行動障害支援者養成研修(実践研修)を修了し、専門的な知識及び支援技術を持つ相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算。

区分・単位数	算定方法等
要医療児者支援体制加算 35 単位/月 【要届出】	重症心身障害など医療的なケアを要する児童や障がい者に対して適切な計画相談支援等を実施するために、医療的ケア児等コーディネーター養成研修を修了し、専門的な知識及び支援技術を持つ相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算。
精神障害者支援体制加算 35 単位/月 【要届出】	精神科病院等に入院する者及び地域において単身生活等をする精神障がい者に対して、地域移行支援や地域定着支援のマネジメントを含めた適切な計画相談支援等を実施するために、地域生活支援事業による精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修又は精神障害者の地域移行関係職員に対する研修を修了し、専門的な知識及び支援技術を持つ相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算。

<加算届出書類>

提出書類	特定事業所加算				行動障害	要医療児者	精神障害者
	(I)	(II)	(III)	(IV)			
変更届出書（様式第7号）	●	●	●	●	●	●	●
介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書	●	●	●	●	●	●	●
介護給付費等の算定に係る体制状況一覧表	●	●	●	●	●	●	●
管理者・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別添 29）	●	●	●	●	●	●	●
特定事業所加算に係る届出書（別添 1-5）	●	●	●	●			
利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議記録の写し（任意様式）	●	●	●	●			
主任相談支援専門員又は現任研修を修了した相談支援専門員による同行研修の記録又は研修計画	●	●	●	●			
基幹相談支援センターから紹介された困難事例の受け入れ状況の記録（任意様式）	●	●	●	●			
基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等への参加状況の記録（任意様式）	●	●	●	●			
特定相談支援及び障がい児相談支援に係る前6月間の介護給付費・訓練等給付費等明細書（確認リスト）	●	●	●	●			
主任相談支援専門員研修終了証の写し	●						
相談支援従事者現任研修修了証の写し		●	●	●			
24時間の連絡体制整備が確認できる書類（任意様式）	●	●	●				
行動障害・要医療児者・精神障害者支援体制加算に係る届出書					●	●	●
強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了証					●		
医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了証						●	
精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修又は精神障害者の地域移行関係職員に対する研修修了証							●

※ 平成 29 年度まで特定事業所加算を算定している事業所であって、平成 31 年 3 月 31 日まで特定事業所加算（Ⅲ）を算定する事業所は変更届の提出不要。

別表1 見直し後のモニタリング実施標準期間

	対象	標準期間
①	<p>新規支給決定又は支給決定の更新又は変更により、サービスの種類、内容又は量に著しく変更があった者のうち、(a)～(d)のいずれかに該当する者</p> <p>(a) 新規に支給決定を受ける者のうち、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所のいずれかを利用する者</p> <p>(b) サービスの支給量の変更により、支給量判定基準を超える者（通院証明書による支給量の上乗せを除く）</p> <p>(c) 住環境や生活環境の変化、家庭環境やライフステージの変化等により、サービスの種類、内容、量に変動がある者</p> <p>(d) 障がい福祉サービスのうち、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所のいずれかを利用する者で、指定特定相談支援事業所が変更になった者</p>	<p>1月(毎月)ごと</p> <p>※ただし、最初の3月間に限る。その後の設定期間を⑤に準じて「2、3月ごと」とした場合は、計画案にモニタリング設定理由を記載</p>
②	<p>療養介護、重度障がい者等包括支援及び施設入所支援を除く障がい福祉サービスを利用する者又は地域定着支援を利用する者のうち、以下の(a)～(c)のいずれかに該当する者(①に該当するものを除く)</p> <p>(a) 障がい者支援施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援を行うことが必要である者</p> <p>(b) 単身の世帯に属するため又はその同居している家族等の障がい、疾病等のため、自ら指定障がい福祉サービス事業者等との連絡調整を行うことが困難である者</p> <p>(c) 常時介護を要する障がい者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの、並びに知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する者(重度障がい者等包括支援の支給決定を受けていない者に限る。)</p>	<p>1月(毎月)ごと</p> <p>※毎月モニタリング報告書の区への提出が必要</p> <p>※計画案にモニタリング期間設定理由を記載</p>
③	<p>居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所、就労移行支援、自立訓練、就労定着支援、自立生活援助、日中サービス支援型共同生活援助を利用する者</p> <p>※ただし、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所、就労移行支援、自立訓練を利用する者については、30年度まで標準機間を6月ごととする。</p>	<p>3月ごと</p>
④	<p>障がい福祉サービスを利用する者(①、②、③に該当する者を除く)、地域移行支援又は地域定着支援を利用する者</p> <p>施設入所支援、療養介護、重度障がい者等包括支援を利用する者</p>	<p>6月ごと</p>
⑤ ( ① ④ に 当 て は ま ら な い 場 合)	<p>①～④は「標準」であり、上記標準期間では、適当なモニタリング期間が導かれない場合は、以下の勘案事項を踏まえ、対象者の状況に応じて、「2、3月ごと」や、在宅サービスを利用する者で、状態が安定しており、電話等により定期的に状況を確認できる者を「1年ごと」にするなど、柔軟に設定することが可能である。</p> <p>※勘案事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 障がい者等の心身の状況</li> <li>2) 障がい者等の置かれている環境(生活環境、家庭環境等)</li> <li>3) 総合的な援助の方針(援助の全体目標)</li> <li>4) 生活全般の解決すべき課題</li> <li>5) 提供されるサービスの目標及び達成時期</li> <li>6) 提供されるサービスの種類、内容、量</li> <li>7) サービスを提供する上での留意事項 等</li> </ol>	<p>対象者の状況に応じた期間</p> <p>※「2、3月ごと」とした場合は計画案にモニタリング期間設定理由を記載</p>

## 2 地域移行支援

### (1) 基本報酬の見直し

- 障害者支援施設や精神科病院等からの地域移行を促進するため、地域移行実績や専門職の配置、施設や精神科病院等との緊密な連携を評価することとし、新たな基本報酬を設定。

#### 【基本報酬】

現行		見直し後	
区分	単位数/月	区分	単位数/月
地域移行支援サービス費	2,323	地域移行支援サービス費（Ⅰ）※	3,044
		地域移行支援サービス費（Ⅱ）	2,336

※ 地域移行支援サービス費（Ⅰ）を算定する事業所の要件

(1) 当該事業所において、前年度に地域移行の実績を有すること。

(2) 次の要件のうちいずれかを満たすこと。

- ① 従業者のうち1人以上は、社会福祉士又は精神保健福祉士であること。
- ② 従事者である相談支援専門員のうち1人以上は、精神障害者地域移行・地域定着支援関係者研修<sup>(注)</sup>の修了者であること。

(注) 都道府県地域生活支援事業(精神障害関係従事者養成研修事業)の一つ

(3) 1以上の障害者支援施設又は精神科病院等（地域移行支援の対象施設）と緊密な連携が確保されていること。

「緊密な連携」の具体例（いずれも月1回以上が目安）

- ◆ 障害者支援施設の入所者や精神科病院の入院患者の処遇に関する会議等への定期的な参加
- ◆ 障害者支援施設や精神科病院等からの依頼に基づく、入所者・入院患者への障害福祉サービスの説明や事業所の紹介

### (2) 加算の見直し

- 地域移行を希望する障害者が障害福祉サービスを体験する機会を確保する観点から、体験を行う初期の業務量を評価するため、障害福祉サービスの体験利用加算を拡充。
- 地域生活支援拠点等における体験の機会・場の機能を強化する観点から、地域移行支援事業所が拠点等としての機能を担う場合について、障害福祉サービスの体験利用加算及び体験宿泊加算を拡充。



現行		見直し後	
区分	単位数/日	区分	単位数/日
体験利用加算	300	体験利用加算（Ⅰ） （初日から5日目まで）	500
		体験利用加算（Ⅱ） （6日目から15日目まで）	250
		※ 地域移行支援事業所が地域生活支援拠点等としての機能を担う場合 +50 単位	
体験宿泊加算（Ⅰ）	300	体験宿泊加算（Ⅰ）	300
体験宿泊加算（Ⅱ）	700	体験宿泊加算（Ⅱ）	700
		※ 地域移行支援事業所が地域生活支援拠点等としての機能を担う場合 +50 単位	

### （3） 届出書類

地域移行支援サービス費（Ⅰ）を算定する場合は、下記の書類のほか、資格証明書等（1）の※に記載の要件を確認できる資料の提出が必要。

- ・変更届出書（様式第7号）
- ・介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書
- ・介護給付費等の算定に係る体制状況一覧表
- ・管理者・従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別添29）

## 3 地域定着支援

### 緊急時支援費の見直し

- 深夜（午後 10 時から午前6時までの時間）における電話による相談援助を評価。

現行		見直し後	
区分	単位数/日	区分	単位数/日
緊急時支援費	705	緊急時支援費（Ⅰ）	709
		緊急時支援費（Ⅱ）	94

## 4 短期入所

### (1) 福祉型短期入所における福祉型強化短期入所サービス費の創設等

#### ① 福祉型強化短期入所サービス費の創設

- 医療的ケアが必要な障害児者の受入れを積極的に支援するため、短期入所の新たな報酬区分として、「福祉型強化短期入所サービス費」を創設。
- 医療的ケアが必要な障害児者を受け入れる場合については、看護職員を常勤で1人以上配置。

【福祉型強化短期入所サービス費算定に必要な人員基準】

併設型 空床型	本体施設の配置基準に準じることとし、医療的ケアが必要な障害児者を受け入れる場合については、看護職員を常勤で1人以上配置。
単独型	利用者6人に対し1人の生活支援員に加え、看護職員を常勤で1人以上配置

#### ② 医療的ケア対応支援加算等の創設

- 判定スコア（報酬改定の概要P128参照）の各項目に規定する状態のいずれかに該当する利用者を1名以上受け入れる場合や重度な障害児者を利用者全体の50%以上受け入れる場合について、支援に係る負担を評価する加算を創設。
- 受入れ体制の強化を評価する、常勤看護職員等配置加算を創設。

【新設の加算】

区分	単位数/日
医療的ケア対応支援加算	120
重度児者対応支援加算	30
常勤看護職員等配置加算 <b>【要届出】</b>	
イ 利用定員が6人以下	10
ロ 利用定員が7人以上12人以下	8
ハ 利用定員が13人以上17人以下	6
ニ 利用定員が18人以上	4

### (2) 医療連携体制加算の拡充

- 精神障害者の地域生活の支援と家族支援の観点から医療との連携を強化するため、医療連携体制加算に、日常的な健康管理、医療ニーズへの適切な対応がとれる等の体制を評価する区分「医療連携体制加算（V）」を創設。
- 長時間支援を評価する区分「医療連携体制加算（VI）・（VII）」を創設。

【医療連携体制加算】

現行		見直し後	
区分	単位数/日	区分	単位数/日
医療連携体制加算（Ⅰ） （利用者1人）	600	医療連携体制加算（Ⅰ） （利用者1人）	600
医療連携体制加算（Ⅱ） （利用者2人以上8人以下）	300	医療連携体制加算（Ⅱ） （利用者2人以上8人以下）	300
医療連携体制加算（Ⅲ）	500	医療連携体制加算（Ⅲ）	500
医療連携体制加算（Ⅳ）	100	医療連携体制加算（Ⅳ）	100
		医療連携体制加算（Ⅴ）【要届出】	39
		医療連携体制加算（Ⅵ） （利用者1人）	1、000
		医療連携体制加算（Ⅶ） （利用者2人以上8人以下）	500

※ 既存の（Ⅰ）又は（Ⅱ）については、4時間未満の支援の場合適用し、4時間を超えて支援を行う場合は、（Ⅵ）又は（Ⅶ）を適用する。ただし、看護職員加配加算（報酬改定の概要P122～128参照）を算定している場合は、医療連携体制加算は算定不可。

（3）運営方法やサービス提供規模の適正化

- 「福祉型強化短期入所サービス費」の創設に当たり、一定の定員規模以上や、複数設置の場合、また、同一法人の複数事業所間における同じ利用者への短期入所の提供については、減算又は制限する。

【大規模減算】 所定単位数の90%を算定 ※単独型で20床以上の場合

（4）長期（連続）利用日数の上限設定

- 長期（連続）利用日数については、介護保険サービスの短期入所生活介護と同様に、30日までを限度。ただし、現在利用している者については、1年間の猶予期間を設ける。
- 連続して30日利用した後、1日以上利用しない期間があれば、再度連続した30日以内の利用は可能。
- 短期利用加算は年間利用日数の初期の30日のみ算定可。

（5）年間利用日数の適正化

- 年間利用日数については、1年の半分（180日）を目安にすることを計画相談支援の指定基準に位置付ける。

※ 「介護者が急病や事故により、長期間入院することとなった場合」等のやむを得ない事情がある場合においては、特例により、長期（連続）利用日数の上限や年間利用日数の目安を超えることも可能。

## (6) 緊急時の受入れ・対応の機能の強化

- 緊急利用に係る空床の確保が難しいことから、緊急短期入所体制確保加算を廃止し、緊急の受入れ・対応を重点的に評価するために、緊急短期入所受入加算の算定要件の見直しを行うとともに単位数を引き上げる。

現行		見直し後	
区分	単位数/日	区分	単位数/日
緊急短期入所体制確保加算	40	廃止	
イ 緊急短期入所受入加算（Ⅰ）	120	イ 緊急短期入所受入加算（Ⅰ）	180
ロ 緊急短期入所受入加算（Ⅱ）	180	ロ 緊急短期入所受入加算（Ⅱ）	270
※ 居宅においてその介護を行う者の急病等の理由により、指定短期入所を緊急に行った場合に利用を開始した日に限り、当該緊急利用者のみに対して加算する。		※ 居宅においてその介護を行う者の急病等の理由により、指定短期入所を緊急に行った場合に、当該指定短期入所を行った日から起算して7日（利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合にあっては、14日）を限度として、当該緊急利用者のみに対して加算する。	

- また、「緊急時」という局面を勘案し、定員を超えて受け入れた場合には、期間を区切った上で、特例的に加算をするとともに、その間は、定員超過利用減算は適用しないこととする。

区分	単位数/日
定員超過特例加算	50

## (7) 届出書類

提出書類	福祉型強化短期入所サービス費算定	常勤看護職員等配置加算	医療連携体制加算（V）
変更届出書（様式第7号）	●	●	●
介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書	●	●	●
介護給付費等の算定に係る体制状況一覧表	●	●	●
管理者・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別添29）	●	●	●
常勤看護職員等配置加算に係る届出書（別添12）		●	
医療連携体制加算（V）に関する届出書（別添31）			●

## 5 日中一時支援

### (1) 報酬単位の改定

短期入所の報酬改定に伴い、短期入所の報酬を準用する日中一時支援の単位を改定し、平成30年4月1日サービス提供分から適用する。

### (2) 福祉型強化日中一時支援の新設 **【要届出】**

- 福祉型強化短期入所サービス費の新設に準じ、福祉型強化日中一時支援を新設。
- 単価は、福祉型強化短期入所サービス費の単位数に、4時間未満は0.25、4～8時間は0.5、8時間以上は0.75を乗じた単位とする。
- 人員基準は、短期入所の福祉型強化短期入所サービス費の基準を準用し、看護職員を常勤で1人以上配置。

### (3) 届出書類

福祉型強化日中一時支援を算定する事業所は次の書類を提出すること。

- ① 福岡市地域生活支援事業（移動支援・日中一時支援）登録変更届出書（様式第9号）
- ② 管理者・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別添29）
- ③ 看護職員の資格証（写し）

## 6 自立生活援助

### (1) サービスの概要

- 定期的な居宅訪問等により利用者の状況把握を行い、必要な情報提供や助言等の支援を一体的に実施するもの。
- 基本報酬は月額とし、包括的にサービスを評価する体系とする。その上で、特に支援が必要となる場合等については、実績や体制に応じて報酬を算定する仕組みとする。

### (2) 対象者

- ① 障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障害者等で、理解力や生活力等に不安がある者
- ② 現に一人で暮らしており、自立生活援助による支援が必要な者（※）
- ③ 障害、疾病等の家族と同居しており（障害者同士で結婚している場合を含む）、家族による支援が見込めないため、実質的に一人暮らしと同様の状況であり、自立生活援助による支援が必要な者（※）

#### ※ 自立生活援助による支援が必要な者の例

- ・ 地域移行支援の対象要件に該当する障害者施設に入所していた者や精神科病院に入院していた者等であり、理解力や生活力を補う観点から支援が必要と認められる場合
- ・ 人間関係や環境の変化等によって、1人暮らしや地域生活を継続することが困難と認められる場合（家族の死亡、入退院の繰返し等）
- ・ その他、市町村審査会における個別審査を経てその必要性を判断した上で適当と認められる場合

**※ 就労定着支援、訪問型自立訓練（生活訓練）、地域定着支援との併給はできないことに留意。**

### (3) 指定基準

#### ① 実施主体

次のいずれかに該当する者に限る。

- 指定障がい福祉サービス事業者（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、宿泊型自立訓練又は共同生活援助事業者に限る。）
- 指定障がい者支援施設
- 指定相談支援事業者（一般相談支援又は特定相談支援事業者）

## ② 人員基準

管理者		1（兼務可）
従業者	地域生活支援員	1人以上（兼務可。ただし、当該事業所のサービス管理責任者との兼務不可。） ＜標準＞利用者の数が25人又はその端数を増すごとに1人
	サービス管理責任者※	利用者数30人以下：1人以上 利用者数31人以上：1人に、利用者数が30人を超えて30又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上 《例》利用者数80人の場合 → 3人以上

※ サービス管理責任者研修の地域生活（知的・精神）分野の講義等の受講者が要件となります。また、当該事業所の地域生活支援員を兼務することはできません。

## ③ 主な運営基準

### ＜定期的な訪問による支援＞

- おおむね週に一回以上、利用者の居宅を訪問。
- 当該利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握。
- 必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整。
- その他の障害者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な援助。

### ＜随時の通報による支援等＞

- 利用者から通報があった場合、速やかに当該利用者の居宅への訪問等による状況把握。
- 状況把握を踏まえ、当該利用者の家族、当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関等との連絡調整その他の必要な措置を適切に講じる。
- 利用者の心身の状況及び障害の特性に応じ、適切な方法により、当該利用者との常時の連絡体制を確保。

※ 上記のほか、内容及び手続の説明及び同意、個別支援計画の作成、運営規定の定め等、指定居宅介護、指定療養介護、指定就労定着支援の運営基準を準用。

## ④ 設備基準

事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定自立生活援助の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(4) 報酬

	区分・報酬単位	備考
基本報酬	<<自立生活援助サービス費>> ※ 定期的な居宅訪問を月2回以上行うことが算定要件 イ 自立生活援助サービス費 (I) ※ 退所等から1年未満の利用者 (1) 利用者数を地域生活支援員の人 1、547単位/ 数で除した数が30未満 月 (2) 利用者数を地域生活支援員の人 1、083単位/ 数で除した数が30以上 月 □ 自立生活援助サービス費 (II) ※ 退所等から1年を超える利用者 (1) 利用者数を地域生活支援員の人 1、158 単位/ 数で除した数が30未満 月 (2) 利用者数を地域生活支援員の人 811単位/ 数で除した数が30以上 月	人員基準の標準は25人。報酬上は30人で単価を区分。  利用者数は、前年度延べ利用者数÷前年度開所月数で算定。新規指定時は推定利用者数の90%で算定。
加算	<<初回加算>> 500単位/月 支援を開始した月に算定 <<同行支援加算>> 500単位/月 居宅から外出した際に支援を行った月に算定 <<特別地域加算>> 230単位/月 中山間地域等に居住する利用者の居宅訪問した月に算定 <<福祉専門職員配置等加算>> <b>【要届出】</b> (I) 常勤の地域生活支援員のうち、資格保有者が35%以上 450単位/月 (II) 常勤の地域生活支援員のうち、資格保有者が25%以上 300単位/月 (III) 地域生活支援員のうち、常勤職員が75%以上又は勤続3年以上の常勤職員が30%以上 180単位/月 <<利用者負担上限額管理加算>> 150単位/回 利用者負担額合計額の管理を行った場合に算定 (月1回を限度)	支援記録の整備及び実績記録票による利用者の確認要。          <b>【資格保有者】</b> 社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師



(5) 事業所指定申請等

- 事業所指定申請及び加算の届出については、平成 30 年 4 月 30 日までに申請が行われた場合は、平成 30 年 4 月 1 日に遡り指定を行う。
- 指定申請及び加算届出様式等については、報酬告示及び関係通知発出後、市ホームページに掲示する。